

東京都下水道局ディスプレイ取扱要綱改正での
ディスプレイ交換の解説

平成 30 年 4 月 12 日



NPO 法人 ディスポート生ごみ処理システム協会

(用語の定義)

第2条 本要綱において使用する用語は、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号。以下「条例」という）及び規程で使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

以下、略。

(8) 規格適合評価書 公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」（以下「性能基準（案）」という。）による規格適合評価を受けたことを示す文書をいう。

(9) 認証書 性能基準（案）による製品認証を受けたことを示す文書をいう。

(10) 適合評価書 下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月）」に適合することを示す文書をいう。

ディスポーザ排水処理システムの認定、評価は以下によって実施されてきた。

- ①平成10年（1998年）：改正前の建築基準法第38条に基づく（旧）建設大臣認定
- ②平成13年（2001年）：建築基準法改正により第38条が削除されたため、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成13年3月）」への適合
- ③平成16年（2004年）：機械式処理タイプ追加などの改訂をした「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月）」への適合
- ④平成25年（2013年）「ディスポーザ排水処理システム —ディスポーザ部・排水処理部—（JSWAS K-18）」の規格化に併せ「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）に改訂、上記規格と基準（案）に適合しているかどうかを評価する『排水設備等規格適合評価制度』と、製造業者等の品質管理体制の審査・認証を行う『排水設備等製品認証制度』。

(8) について

上記の④に記した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）への規格適合評価書をさす。

平成 16 年に上記③が開始されたが、試験方法、評価方法などが統一されていないなどの問題点が浮き彫りとなり、それらを解決すべく「ディスポーザ排水処理システム —ディスポーザ部・排水処理部— (JSWAS K-18)」が平成 24 年 11 月に制定され、試験方法、評価方法などの標準化が図られた。

更に、この規格化に併せ、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」についても平成 25 年 3 月に改訂され、システムの設置及び維持管理に係る基準の見直しなどが実施された。

(9) について

上記の④に記した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(平成 16 年 3 月)の『排水設備等製品認証制度』で認証されたことを示す製品認証書をさす。

ディスポーザと排水処理部の製品そのものが品質管理体制で生産されることで、使用者が安心して使用できるよう製造者を対象に製造工場の品質管理体制の評価・認証をおこなうことを目的とした。

(1 0) について

上記の③に記した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」(平成 16 年 3 月)への適合評価書をさす。

平成 25 年 3 月の性能基準(案)では機械処理タイプが記されていないことから、機械処理タイプの適合評価基準として、本要綱では取扱を定めている。

(設置の基準)

第3条 ディスポーザ排水処理システムは、性能基準（案）による規格適合及び製品認証を受けたものでなければならない。ただし、機械処理タイプについては、上記のほか、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)（平成16年3月）」に適合したものも設置できるものとする。

以下、略。

5 生物処理タイプのディスポーザ部の交換は、性能基準（案）によるディスポーザ部の規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。

以下、略。

現在、ディスポーザ排水処理システムのディスポーザ部として販売されているのは、すべて性能基準（案）によるディスポーザ部の規格適合及び製品認証を受けた製品であり、新規に設置する場合は必然的に規格適合品となる。

ディスポーザは電気製品であり電気安全法に則って販売することが可能である。したがって交換用のディスポーザは多岐にわたる。平成16年までの適合評価はディスポーザ部と排水配管部、排水処理部によるシステムで適合評価を行っており、交換できるディスポーザはシステム適合評価を受けたメーカーに限定し排水処理性能の確保をはかってきた。

平成25年3月の性能基準（案）では前述したように試験方法、評価方法が統一され、製造での品質管理を厳密に評価しディスポーザ部と排水処理部各々の製品認証を運用したことから、本要綱では、システムの適合評価を受けたメーカーの処理槽との組合せに限定されず、交換できるディスポーザ部を規格適合、及び製品認証品と明確にすることで、排水処理性能の確保を行っている。

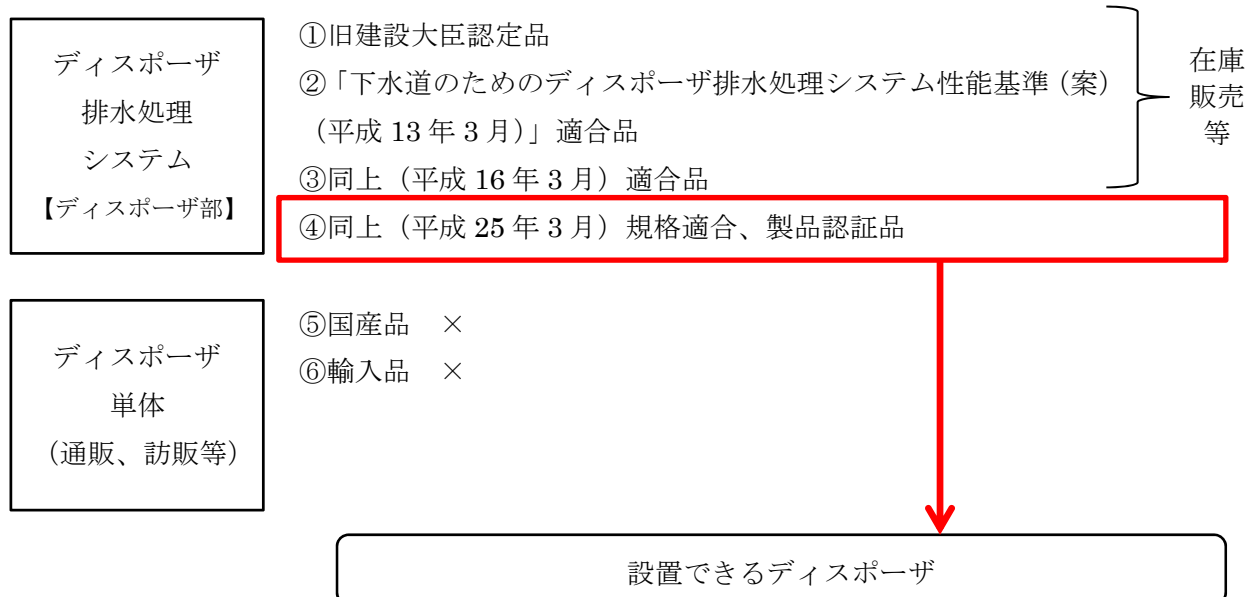


図-1 市販されているディスポーザのイメージ

(届出)

第4条 ディスポーザ排水処理システムを新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）するときは、条例第4条第1項に基づき届け出なければならない。ただし、第3条第5項又は第6条に規定する交換に該当する場合は、届出を省略できるものとする。

以下、略。

現在設置されているディスポーザ排水処理システムの大部分は、生物処理タイプであり、この場合、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）に規格適合し製品認証を得たディスポーザへの交換の際には、排水設備の維持管理に関する届出の提出を省略できるとされている。

これは、ディスポーザ部の試験方法、評価方法などを統一した「規格適合評価品」、並びに、製造での品質管理等を厳密に評価した「製品認証品」に交換設置することで、排水処理槽に流入するディスポーザ排水の性状は適合評価の範囲内であり、適切に維持管理がなされる限りにおいて排水処理槽から排出される水質への影響は極めて低いと判断されるためである。